

鳴門教育大学体育施設使用規程

平成16年 4月 1日
規程第 68 号

改正 平成22年3月24日規程第53号
平成25年2月28日規程第2号
平成29年3月 8日規程第58号
平成31年3月13日規程第45号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学(以下「本学」という。)の体育施設(附属学校の体育施設を除く。以下同じ。)を本学の授業、研究活動及び行事(以下「授業等」という。)以外に使用する場合における必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において「体育施設」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 体育館(柔道場及び剣道場を含む。)
- (2) テニスコート
- (3) 陸上競技場
- (4) 野球場
- (5) サッカー・ラグビー場
- (6) 弓道場
- (7) プール

2 この規程において「休日」とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (使用目的)

第3条 体育施設は、次に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 本学の学生の課外体育活動
- (2) 本学の職員の体育活動
- (3) その他学長が適当と認めたもの

(使用期間及び使用時間)

第4条 第2条第1項第1号から第6号までに規定する体育施設の使用期間は、1月4日から12月28日までとし、使用時間は、9時から21時までとする。ただし、屋外夜間照明施設の使用時間は、4月1日から8月31日までは21時まで、他の期間は20時までとする。

2 第2条第1項第7号に規定するプールの使用期間は、5月1日から9月20日まで(休日を除く。)とし、使用時間は、10時から17時までとする。

3 学長は、特に必要と認めるときは、前2項に規定する使用期間及び使用時間を変更することができる。

(使用手続)

第5条 体育施設を使用する者は、使用予定日の10日前までに別記様式第1号の体育施

設使用願を教務部学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 鳴門教育大学学生規則（平成16年規則第27号）第12条に規定する学生の課外活動を目的とする団体又は体育活動を主たる目的とした職員の組織が、体育施設を計画的に長期にわたり使用するときは、前項の規定にかかわらず学生課が別に定める日までに別記様式第2号の体育施設使用願を提出し、学長の許可を受けて使用することができる。

（使用の特例）

第6条 休日以外の日において本学の学生又は職員は、授業等で体育施設を使用する計画がなく、かつ、前条に規定する体育施設の使用の許可を得た者がいないときは、前条第1項の規定にかかわらず、教務部学生課に届け出て体育施設を使用することができる。

（使用中止）

第7条 体育施設の使用の許可を受けた者が、その使用を中止しようとするときは、速やかに学生課に届け出なければならない。

（使用許可の取消し等）

第8条 学長は、第5条の規定により体育施設の使用許可をした後において、次の各号の一に該当するときは、当該使用許可を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本学の授業等に使用する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が使用許可条件又は別に定める使用心得に違反したとき。
- (3) 体育施設の整備、補修その他必要と認めるとき。

（遵守事項）

第9条 使用者は、事故防止に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

（損害賠償）

第10条 使用者が、故意又は過失により施設設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

（体育施設の開放）

第11条 本学以外の者の体育施設の使用については、国立大学法人鳴門教育大学固定資産管理細則（平成16年細則第5号）の定めるところによる。

（細則）

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条第1項関係）

体 育 施 設 使 用 願

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

団体名
使用責任者

所 属
学籍番号
氏 名

下記のとおり体育施設を使用したいので、許可くださるようお願いします。

記

使用団体名						
使用施設名	() 面					
使用目的						
使用期間	年 月 日 ()	時 分	～	時 分	から	まで
使用人員						
使用物品						

顧問教員又は
指導教員印

備考 規格は、A4とする。

別記様式第2号（第5条第2項関係）

体育施設使用願（長期使用）

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

団体名
使用責任者

所 属

学籍番号

氏 名

下記のとおり体育施設を長期使用したいので、許可くださるようお願いします。

記

使用団体名	
使用施設名	() 面
使用目的	
使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () までの 毎週第 曜日の 時 分から 時 分まで ※ 曜日が一定しない場合は適宜様式を添付のこと。
使用人員	
使用物品	

顧問教員又は
指導教員印

- 備考 1 長期使用願期間は、4か月を限度とする。
2 規格は、A4とする。